

17 国税滞納

(1) 滞納状況

区分		要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納		
		期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額	
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額					
		件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	
所得 税	源 泉 分	12,469	2,115	3,979	680	16,448	2,795	5,548	974	10,900	1,821	
	申 告 分	37,966	6,892	20,051	3,290	58,017	10,182	22,803	3,281	35,214	6,901	
	計	50,435	9,007	24,030	3,970	74,465	12,977	28,351	4,255	46,114	8,722	
法 人 税		2,513	1,253	2,495	1,385	5,008	2,638	2,697	1,432	2,311	1,206	
相 続 税		557	483	387	152	944	635	412	215	532	420	
消 費 税	外	-	1,553	-	3,001	-	4,554	-	2,877	-	1,677	
		35,116	6,243	21,847	11,400	56,963	17,643	22,962	11,115	34,001	6,528	
そ の 他		630	91	1,751	143	2,381	234	1,353	107	1,028	127	
合 計		外	-	1,553	-	3,001	-	4,554	-	2,877	-	1,677
			89,251	17,077	50,510	17,050	139,761	34,127	55,775	17,124	83,986	17,003

調査対象等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

調査時点：平成27年6月30日

(注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。

2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。

3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。

4 「相続税」には贈与税を含む。

5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(2) 滞納状況の累年比較

区 分	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納						
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額					
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額									
平 成 22 年 度	外	件 -	百万円 1,884	外	件 -	百万円 2,968	外	件 -	百万円 4,852	外	件 -	百万円 2,995	外	件 -	百万円 1,857
		103,200	21,168		59,670	18,694		162,870	39,862		62,194	19,665		100,676	20,197
平 成 23 年 度	外	-	1,857	外	-	2,866	外	-	4,723	外	-	2,912	外	-	1,811
		100,676	20,197		59,112	17,341		159,788	37,538		60,774	18,448		99,014	19,090
平 成 24 年 度	外	-	1,811	外	-	2,723	外	-	4,534	外	-	2,875	外	-	1,659
		99,014	19,090		56,688	17,685		155,702	36,775		61,994	18,010		93,708	18,765
平 成 25 年 度	外	-	1,659	外	-	2,408	外	-	4,067	外	-	2,514	外	-	1,553
		93,708	18,765		50,595	15,342		144,303	34,107		55,052	17,030		89,251	17,077
平 成 26 年 度	外	-	1,553	外	-	3,001	外	-	4,554	外	-	2,877	外	-	1,677
		89,251	17,077		50,510	17,050		139,761	34,127		55,775	17,124		83,986	17,003

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(3) 税務署別滞納状況

税務署名	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
熊 本 西	10,707	1,438	5,470	1,844	16,177	3,282	6,705	1,990	9,472	1,292
熊 本 東	4,499	437	2,145	627	6,644	1,064	2,719	640	3,925	424
八 代	1,808	202	1,368	395	3,176	597	1,490	399	1,686	198
人 吉	1,414	147	827	269	2,241	416	1,124	248	1,117	168
玉 名	1,579	208	1,060	294	2,639	502	1,041	298	1,598	204
天 草	1,330	169	942	273	2,272	442	923	260	1,349	182
山 鹿	473	53	459	98	932	151	446	89	486	62
菊 池	1,720	175	1,125	316	2,845	491	1,331	324	1,514	167
宇 土	1,331	133	898	216	2,229	349	1,145	217	1,084	132
阿 蘇	916	115	596	169	1,512	284	686	194	826	90
熊 本 県 計	25,777	3,077	14,890	4,501	40,667	7,578	17,610	4,659	23,057	2,919
大 分	8,379	1,192	4,369	1,701	12,748	2,893	5,692	1,911	7,056	982
別 府	3,942	417	1,383	566	5,325	983	1,660	593	3,665	390
中 津	1,129	156	467	158	1,596	314	822	214	774	100
日 田	1,391	164	939	323	2,330	487	979	303	1,351	184
佐 伯	973	114	463	193	1,436	307	560	187	876	120
臼 杵	568	63	421	110	989	173	458	113	531	60
竹 田	184	16	281	51	465	67	281	45	184	22
宇 佐	391	50	326	127	717	177	378	127	339	50
三 重	201	29	281	80	482	109	269	74	213	35
大 分 県 計	17,158	2,201	8,930	3,309	26,088	5,510	11,099	3,567	14,989	1,943
宮 崎	7,893	1,028	3,792	1,182	11,685	2,210	4,684	1,322	7,001	888
都 城	2,655	270	1,444	434	4,099	704	2,010	464	2,089	240
延 岡	3,542	395	2,105	634	5,647	1,029	2,214	601	3,433	428
日 南	788	80	528	128	1,316	208	551	134	765	74
小 林	507	58	516	265	1,023	323	504	250	519	73
高 鍋	2,059	208	934	248	2,993	456	1,240	267	1,753	189
宮 崎 県 計	17,444	2,039	9,319	2,891	26,763	4,930	11,203	3,038	15,560	1,892
鹿 児 島	9,932	1,316	6,301	1,824	16,233	3,140	6,152	1,845	10,081	1,295
川 内	1,414	157	707	220	2,121	377	741	207	1,380	170
鹿 屋	2,128	270	1,191	395	3,319	665	1,295	379	2,024	286
大 島	1,397	161	1,315	406	2,712	567	1,362	393	1,350	174
出 水	472	47	348	111	820	158	453	111	367	47
指 宿	654	71	349	63	1,003	134	381	66	622	68
種 子 島	505	69	418	113	923	182	357	108	566	74
知 覧	657	64	561	137	1,218	201	532	121	686	80
伊 集 院	1,048	105	465	96	1,513	201	592	103	921	98
加 治 木	2,503	255	1,466	412	3,969	667	1,746	433	2,223	234
大 隅	831	109	451	126	1,282	235	520	145	762	90
鹿 児 島 県 計	21,541	2,624	13,572	3,903	35,113	6,527	14,131	3,911	20,982	2,616
局 引 受 分	7,331	7,136	3,799	2,446	11,130	9,582	1,732	1,949	9,398	7,633
総 計	89,251	17,077	50,510	17,050	139,761	34,127	55,775	17,124	83,986	17,003

(注) この表は、「(1)滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額 (支 払 命 令 官 分)
	千円
平 成 22 年 度	66,382,938
平 成 23 年 度	69,700,678
平 成 24 年 度	65,170,706
平 成 25 年 度	74,127,546
平 成 26 年 度	82,946,366
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	34,555,052
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	4,870,524
法 人 税	9,842,505
消 費 税 及 地 方 消 費 税	30,974,291
そ の 他	2,703,993
還 付 金 合 計	82,946,366

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

用語の説明：「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。

(注) 還付加算金を含む。